

# 訪問看護重要事項説明書

〈令和6年6月現在〉

## 1. 事業所の概要

名称・法人種別	一般社団法人 品川区医師会
代表者名	浅野 優
現住所・連絡先	(住所) 東京都品川区北品川3-7-25 (電話) 03-3471-5154

## 2. 訪問看護の概要

### 1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医師会立品川区訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 東京都品川区北品川3-7-25 2F (電話) 03-3472-5518 (FAX) 03-3472-4452
事業所番号	1367191075
管理者氏名	國井 亜矢

### 2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
訪問看護員 管理者(看護師)	1名	1名			訪問看護
看護師	8名	3名	6名	7.8	訪問看護
理学療法士	4名	1名	3名	3.3	リハビリテーション
事務職員	2名	1名	1名		事務

### 3) 職員の勤務体制

従業者の職務	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯(9:00~17:30) 常勤で兼務勤務
看護師	常勤(9:00~17:30) 非常勤(9:00~17:00)
理学療法士	常勤(9:00~17:30) 非常勤(9:00~17:00)

#### 4) 事業の実施地域

事業の実施地域	品川区全域
---------	-------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### 5) 営業日

営業日	営業時間
平日	9時00分～17時00分
営業しない日	土・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月4日）

※緊急時訪問看護加算をご契約の方は必要時、24時間連絡・訪問が可能です。

### 3. サービスの内容

1. 病状・障害の観察、健康の管理
2. 食事（栄養）・清潔・排泄の世話
3. 褥瘡の予防・処置
4. リハビリテーション※
5. 認知症患者の看護
6. 療養生活や介護方法の指導・相談
7. ターミナルケア
8. カテーテル等の管理
9. その他医師の指示による医療処置等

※理学療法士等によるリハビリテーションは看護業務の一環として実施されます。そのため理学療法士等が訪問看護を提供する利用者においては、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせ、看護職員が定期的に訪問し、利用者の状態について適切に評価を行います。

理学療法士等が訪問看護を提供するにあたり、利用者の状況や実施したリハビリテーションの情報を看護職員と理学療法士等が共有、連携し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成します。

### 4. 費用

#### 1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。

【 料金表 】

〈 看護師が訪問看護を行った場合〉

	所要時間	基本料金	自己負担
介護	20分未満	3,579円	358円
	30分未満	5,369円	537円
	30分～60分未満	9,382円	939円
	60分～90分未満	12,859円	1,286円
予防	20分未満	3,454円	346円
	30分未満	5,141円	515円
	30分～60分未満	9,051円	906円
	60分～90分未満	12,426円	1,243円

夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）に定期訪問を行った場合には通常の利用金額の1.25倍、深夜（午後10時～午前6時）は1.5倍になります。

〈定期巡回・随時対応型訪問看護の場合〉

要介護度	基本料金（月額）	自己負担
要介護1～4	33,755円	3,376円
要介護5	42,875円	4,288円

入院、短期入所等の期間は日割り計算となります。

〈理学療法士が訪問を行った場合〉

	所要時間	基本料金	自己負担
介護	20分（1回）	3,351円	336円
	40分（2回）	6,703円	671円
	60分（3回）	9,063円	907円
予防	20分（1回）	3,237円	324円
	40分（1回）	6,475円	648円

1日に2回を越えて理学療法士が訪問看護を行う場合、10%の減算となります。  
介護予防で12ヶ月を越える場合は1回毎に5単位の減算となります。

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスに係る標準的な時間を基準とします。介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

2) 加算料金

( ) 内は自己負担額

<p>緊急時訪問看護加算 (区分支給限度基準額の算定対象外)</p>	<p>利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合。</p> <p>契約します ( ) ・ 契約しません ( )</p>	<p>600単位/月 (684円)</p>
<p>特別管理加算 (区分支給限度基準額の算定対象外)</p>	<p>特別管理加算 I 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル(尿留置カテーテル、胃瘻等)等を使用している状態である利用者に対して訪問看護を実施する際計画的管理を行った場合</p>	<p>500単位/月 (570円)</p>
	<p>特別管理加算 II 在宅酸素療法指導管理を受けている状態、人工肛門、人工膀胱、真皮を越える褥瘡の状態である利用者に対して訪問看護を実施する際、計画的管理を行った場合</p>	<p>250単位/月 (285円)</p>
<p>退院時共同指導加算</p>	<p>病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の利用者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合</p>	<p>600単位/回 (684円)</p>
<p>初回加算 I</p>	<p>新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合</p>	<p>350単位/月 (399円)</p>
<p>初回加算 II</p>	<p>新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合</p>	<p>300単位/月 (342円)</p>

長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い所要時間の通算が1時間30分以上となる場合	300単位/回 (342円)
複数名訪問看護加算	身体的若しくは特定の行為のため困難な状況にあり、利用者等の同意に基づき同時に二人の看護師等がケアを行う場合	30分未満… 254単位/回 (290円) 30分以上… 402単位/回 (459円)
サービス提供体制強化加算	研修等を実施しており、かつ7年以上の勤続年数のある看護師等が30%以上配置されている場合	6単位/回 (7円)
	定期巡回・随時対応型の場合	50単位/回 (57円)
ターミナルケア加算	死亡月及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500単位/ 死亡月 (2,850円)

### 3) 交通費

2の4)の地域は無料、その他の地域にお住まいの方は既定の交通費の実費を徴収することがあります。

### 4) キャンセル料

利用者の都合によりキャンセルの連絡がない場合以下の料金が発生します。但し、利用者の病状の急変など、緊急でやむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の訪問までに連絡があった場合	無料
利用日の訪問までに連絡がない場合	2,000円

### 5) 利用料等のお支払い方法

原則として口座よりの振替の手続きをお願いしています。

訪問月の翌月27日の引き落としとなります。翌々月の月はじめに引き落としの確認後、領収書を発行させていただきます。(例：2月訪問の料金⇒3月27日引き

落とし⇒確認の結果4月第1週に連絡が届きます。領収書がお手元に届くのは第2週目以降となります。)

## 5. 事業所の特色等

- (1) 当ステーションの訪問看護従事者は、5年以上の病院勤務経験を持ち、ほとんどの者が3年以上の在宅医療を経験しています。その者が要介護・要支援の状態、医療依存度の高い状態、ターミナルの状態等に対し訪問看護支援を必要に応じて提供しています。
- (2) 訪問看護ステーションの看護師等は、利用者の心身の特徴を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮しています。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域保健、医療、福祉との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとしします。

## 6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

医師会立品川区 訪問看護ステーション	管理者 國井 亜矢	03-3472-5518
品川区役所高齢者福祉課支援調整係	担当者	03-5742-6728
東京都国民健康保険団体連合会	相談指導課	03-5326-0878

## 7. 緊急時の対応方法

### 主治医の情報

氏名及び医療機関名		
電話		

### 家族等の緊急連絡先

氏名（続柄）		（続柄）
住所		
電話番号		
緊急連絡先		

## 8. 天災及び社会紛争

地震、風水害、噴火、著しい社会秩序の乱れ等事業者の責務にならない事故が発生した場合等は、計画された訪問や連絡、緊急時の連絡や対応ができない場合があります。

## 9. 個人情報の保護

訪問看護の提供に際し、利用者に関連する個人情報を必要最小限の範囲で使用します。個人情報の使用に際しては、関連法令及び品川区医師会個人情報保護規定を遵守し、個人情報の適切な保護に努めます。

### 1 個人情報の収集、利用及び提供に関して

利用者の個人情報のうち、健康状態に関する医療的な情報だけでなく、訪問看護サービスの計画、実施、利用者の療養生活をサポートするために必要な情報を使用する場合があります。

利用者の個人情報について、主治医等の利用者に関わる医療や介護の事業者に対して収集、提供することがあります。

### 2 使用する範囲

契約締結日から契約満了日までとし、得られた個人情報の管理は、契約満了日以降も厳重に行います。

### 3 利用及び提供の原則

個人情報の利用及び提供は、利用者や家族の同意の元で行います。ただし、生命、身体、財産の保護のために必要な場合、利用者や家族の同意を得ることが困難であるとき等法令の定めによる場合は、利用者や家族の同意なく利用及び提供することがあります。

令和 年 月 日

- (乙) 当事業者は、甲1に対する訪問看護サービスの開始に当たり、  
甲1に  
甲2  
たいしてサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容  
及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

事務所所在地 品川区北品川3-7-25

名称 医師会立品川区訪問看護ステーション 印

説明者 所属 医師会立品川区訪問看護ステーション

氏名 印

- (甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、(乙)からサービ  
ス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所

氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名 印